

〈資料紹介〉

E. W. Brice (1958). *Education, An Investment  
in Nepalese People: Terminal Report.*

中 村 裕

はじめに

本稿では、アメリカ合衆国事業使節団 (United States Operation Mission. 以下, USOM) とネパール王国 (Kingdom of Nepal. 以下, ネパール) との協同教育事業の長である E. W. Brice (Brice, Edward Warner) が、当該事業の成果を USOM 対ネパール事業長 P. W. Rose (Rose, Paul W.) に報告したリポート “Education, An Investment in Nepalese People: Terminal Report” (1958) について紹介する。

ネパールは、中華人民共和国とインドの狭間に位置する内陸国である。日本の約四割ほどの国土に約2,300万人の国民 (2001) を抱えるこの小国は、文化的にきわめて多様であり、経済的には、世界で最も経済発展が遅れている国家 LLDC (Least Less Developed Countries) に分類され、また、政治的には立憲君主制を採用し、憲法においてヒンドゥー教を国教と規定するなど、そのうちに多くの特徴を孕む。

現在のネパールの版図は、18世紀中後期に現シャハ (Shah) 王朝の祖によってほぼ統一された。しかし、王宮の内争にともなって王族の権力は失墜し、1846年以降は、ラナ (Rana) 家が宰相職を世襲するラナ専制政治体制 (Ranacracy) が王政復古 (1951) まで百年以上続くことになる。このラナ体制のもとでは、トリーチャンドラ・カレッジ (Tri-Chandra College) を頂点とするイギリス式の教育 (英学教育) や、サンスクリット (Sanskrit) 語による宗教教義等の教育 (サンスクリット教育) の制度が成立、発展したが、これらの教育の受益者は基本的に支配階級ないし上流階級であり、民衆に対する組織的な学習の機会が厳しく制限されていた (中村[2003]3)。それ故、1950年における初等学校就学率は0.9%に留まり、識字率も、依拠する資料によって異なるが、2から5%程度であったと推算されている (中村[2003]3; 14)。

こうした状況に対して、ラナ体制を打倒した暫定政府は、教育を民主主義の要石として重視して、まず教育行政制度の整備をもって民衆への教育普及に取り組み始め、国内の教育に係る事項を監督し運営する教育省 (Ministry of Education) を1951年に、教育省に対して助言する中央審議機関として教育委員会 (Board of Education) を翌52年に創設し、また、1953年の法令によって国を7区域に分けて、各区に視学官を配置した。

1953年に教育省は、教育委員会の提言に基づき、ネパールにおける教育開発計画に対する技術的財政的援助を USOM に依頼し、翌54年にネパール政府と USOM との間で協同教育事業についての協定が成立した。ネパール政府と USOM は、新たに設置されたネパール教育計画委員会 (Nepal National Education Planning Commission. 以下, NNEPC) の勧告に基づき、以後約6年間、協同教育事業を運営し、ネパールにおける教育開発を主導することになる。

本稿で紹介するリポートの著者である E. W. Brice は、冒頭で述べたとおり、協同教育事業におけ

る責任者であり、1956年8月から1958年8月までの当該事業を指導した人物である。それ故、本レポートは、1950年代のネパールにおける教育政策について明らかにする上で依拠するに足る公式の資料として見なすことができるが、しかし、本レポートの価値はそれだけではない。なぜなら、ほぼゼロベースで開始されたこの時期の教育開発が、ネパールにおける今日の教育制度を形成した根幹であり、教育政策の源泉であることを想起すれば（中村[2002]173-174）、1950年代における第一次資料は、この時期の「事実」を記すのみならず、当時から現今までの同国における教育の歴史的展開について接近する上で基本的かつ重要な史料であり、その意味で、本レポートの内容を紹介することには意味があると考えられる。また、本レポートにおいては、教育援助を「する側」が「受ける側」のニーズをいかに把握していたのか、ということも提示されており、受ける側のニーズが耳目を集めている、今日の教育援助について考究する上での参照事例ともなる。

## レポートの概要

本レポートは、全24頁からなる小冊ではあるが、その内容は多岐に渡っており、協同教育事業の位置付け、E. W. Brice から P. W. Rose への送り状、序論に続いて、協同教育事業活動年表、当該事業の実施範囲、ネパールにおける教育的ニーズ、初等教育、中等教育、教員養成、成人識字教育、高等教育プログラムと成果、当該事業の支出割合、マンパワー養成、教育投資、協同教育事業の成果、教育開発の展望、が英語とネパール語によって順次述べられている。

### 1 協同教育事業の位置付け、送り状、序論

協同教育事業の位置付けにおいては、ネパール政府と USOM の協同教育事業は、ネパールおよびアメリカ合衆国（United States of America. 以下、アメリカ）政府によって支持され、また、ネパールの教育省と USOM に対して責任を負うことが明言されている。また、当該事業の活動は、①教員養成および高等教育開発プロジェクト、②教育開発プロジェクト、③事業経営部門、の三つに分けられる。ただし、これらは E. W. Brice が協同教育事業長に在任中の主要活動であって、ネパール政府と USOM との最初の協定（1954年2月8日）においては、①成人識字プログラム、②ラジオ教育プログラム、③初等学校の設置が、協同教育事業の柱であるとされていた（NNEPC[1956]239）。

E. W. Brice から P. W. Rose への送り状では、まず本レポートが1956年8月24日から1958年8月23日までの協同教育事業についての最終報告書であることが示され、次に、レポートの意図、すなわち、当該事業の2年間の成果を「可能な限り少ない語句」と図表や写真によって簡潔に提示することが述べられている。

序論では、僅かな紙幅ながら、協同教育事業の背景と目的、同事業が対象とする教育段階あるいは領域について記述されている。協同教育事業の背景としては、王政復古以後のネパール教育政策における第一の目標が、限られた特権階級の子弟に対してではなく、未来の市民の多くに対して、彼らに与えられた責任と利益についての理解を伸長することであったとの理解のもと、「ネパール人民によって求められながら充足されていないニーズに応ずるために」、当該事業が開始されたと述べられている。そして、協同教育事業の主目的としては、適切に計画されたプログラムの実演と教授によって、ネパール政府を支援することが掲げられた。なお、「ニーズ」が充足されていない教育段階あるいは領

域とされたのは以下の通りである。

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| (1)教員養成      | (2)初等および基礎教育 | (3)中等および職業教育 |
| (4)成人および識字教育 | (5)高等教育      | (6)教育行政および視学 |

## 2 教育共同事業の実施範囲，教育的ニーズ

教育共同事業の実施範囲は，ネパールの地図を用いて示されている。地図によれば，北部や，インドとの国境付近を除く極西部における活動が極端に少ないなど，地域によって不均衡が見られるものの，ほぼネパール全土の500を超える村落において，1,700人以上の人員によって当該事業は実施された。

教育的ニーズの項において，「ネパールにおける中心的ニーズ」とされているのは，学校の設置と就学者の増加であり，その充足によって，ネパールが自由で独立した民主国家として，また，文化，歴史，リソースが豊かな国になり得るとの認識が示されている。さらに，E. W. Brice は1946年の時点で15,000人弱の子どもが在学していたのに対し，1954年には79,291人の子どもが1,320の学校に在籍している事実を，「民主主義の効力」であり，相対的には目覚ましい成長であると評価しながらも，「生活水準や平均余命の向上，経済的，政治的，社会的発展のための需要」には十分に応じていないとして，学校に在籍する子どもを数倍増加させることを主張している。

そして，こうした在学者の急激な増加には，より多くの教員の養成と彼らの配置，必要な教具・教材の開発などが必要であり，そのためには，1954年における支援の水準を遙かに向上させることが肝要であると述べられ，協同教育事業が，ネパール政府が独力では達成できない，こうしたニーズの充足を可能にするべく計画されたと，同事業の趣旨が提示されている。

## 3 初等教育，中等教育，教員養成，成人識字教育，高等教育プログラムの成果

6歳から10歳の子どもを対象とする初等教育については，“The Dream and Goal”と題され，1985年までに任意の普遍的初等教育を実現するという最大の目標が提示された後<sup>1)</sup>，協同教育事業による目標達成のための成果として，以下の六項目が挙げられている。

- (1)国立初等学校の新設（407校）および正規に養成された教員の配置（600人）。教授能力の後退防止（back-stopping）に係る効果的なサービスの提供。
- (2)2校のモデル・スクール計画の策定およびその実施。
- (3)現職教育を受ける教員補填のための，代用教員の養成（220人）。
- (4)視学制度の再検討と再編への援助<sup>2)</sup>。
- (5)ラプティ（Rapti）河畔の重点開発地域における初等教育ユニット（監督者，35人の教員，20の学校から構成された）の構築。
- (6)初等学校新設計画の策定（150校）。

中等教育（11～15歳を対象とする）に対する協同教育事業は，“A Useful Education for a Better Life”と題され，中等教育プログラムが職業教育の充実にその基礎を置くべきとの認識のもと，すべての郡（district）に五年制多目的ハイ・スクールを設置することが提言されている。なお，中等教育

における教育共同事業の成果は、以下の二項目である。

- (1)ポカラにおける多目的ハイ・スクールの計画策定、建設、設備充実への政府および地域支援。
- (2)ポカラにおける多目的ハイ・スクール職員の新規養成ならびに現職教育の実施。

教員養成は、ネパールにおける教育開発の要石“Keystone”であると認識されている。ここでは、NNEPC 勧告において教員養成が教育開発の最優先事項と提言されていたことを援用しつつ、1954年において教育学士号を取得している者が数人（教育修士号取得者は一人）であるという「危機的状況」に対応するために、協同教育事業が、アメリカのオレゴン大学（University of Oregon）との約定による活動を通じて、教員養成プログラムの組織について、ネパール政府を支援したと述べられている。そして、その成果として、以下の五項目が挙げられた。

- (1)教育学士号を自ら授与できる四年制の教育カレッジの設置<sup>3)</sup>。
- (2)一年制の教員養成学校の設置<sup>4)</sup>。
- (3)教育関係者（行政職員やカレッジ教職員等）のアメリカ留学および訓練。
- (4)総合大学設置計画の策定。
- (5)教科書印刷のための教育出版所の組織と整備。

成人識字教育は、NNEPC 勧告において、教員養成とならび重視されていた領域である。それは、本レポートでも同様で、政治的には、「人口の97%が非識字の状態にあり、数世紀の間外部との接触を持たず、他者の経験から学習する術を持たない国家」においては民主主義が浸透しないと、経済的には、非識字は損耗の根元であって経済発展に何ら貢献しないと認識されている。協同教育事業は、成人識字プログラムの開始に向けてネパール政府を支援したが、その成果、“Light Where There was Darkness” は、以下の七項目に要約される。

- (1)世界識字協会の F. Laubach らの支援による、識字教具・教材の開発（1953）。
- (2)成人識字教育のための読本の開発<sup>5)</sup>。
- (3)教育カレッジにおける成人教育部の創設（1956）。
- (4)識字クラスの開設<sup>6)</sup>。
- (5)のべ15,000人に対する識字教育（1958年6月まで）。
- (6)隔月刊の成人識字教育雑誌や読本の開発および印刷（1956-57）。
- (7)ラジオ教育プログラムの計画策定および実施。成人教育部によるスタジオ設置<sup>7)</sup>。

高等教育における協同教育事業の活動は、“The Summit” と題され、主として国立大学の設置に向けた支援がその中心となった。本レポートでは、ネパールの経済的社会的発展を主導する指導者たちには、カレッジや大学における教育が必要とされ、また、NNEPC 勧告における「大学なくしては、独立国家の尊厳を保持し、時流と調和していくことができない」という一節が引用された上で、「単一のキャンパスの中心に位置し、国家全体に奉仕し、既存のカレッジに対する優れたリーダーシップと調整力を有」し、教育機能を持つ国立大学の創設が強く主張されている<sup>8)</sup>。このような大学の設置に向けて、1955年にネパール政府からの要請に基づいて、USOM およびネパール政府は、大学設置計画

の策定および実施を支援するためにオレゴン大学との約定を改訂し、そのもとで、協同教育事業は以下の四項目の成果を収めた。

- (1)大学憲章の作成における支援。
- (2)大学の主要な建築物のデザインおよびキャンパス計画の作成。
- (3)将来の大学教職員に対するアメリカにおける教育および訓練。
- (4)カレッジおよび関連行政官との協調的関係の創出。

#### 4 協同教育事業の支出割合、マンパワー養成、教育投資

協同教育事業の支出割合は、円グラフで示されている。その内訳は、①被雇用者への給与41%、②設備投資費24%、③人材養成に係る費用19%、④旅行費4%、⑤資本整備費3%、⑥建設事業費3%、⑦その他の費用5%、であった。

マンパワー養成については、不十分な養成がネパールにおける経済発展の阻害要因であるとして、①協同教育事業終了後に、USOM側の役割を継承するネパール人の養成、②大学やカレッジにおける指導的人材の育成、が必要とされた。ここでは、1954年から1956年までに、協同教育事業において、特に選抜され訓練を受けた人物名(42名)およびその訓練領域が具体的に示されている。

教育投資の項では、ネパール政府とUSOMの協同教育事業が、両国政府による投機的事業であり、①教員養成および高等教育開発活動、②初等、中等、成人識字教育、③職業教育、の各プログラムを指導したと述べられている。そして、アメリカが、プログラムのための技術者派遣や、資金援助ないし貸与によって、当該事業に貢献したとされた。

#### 5 協同教育事業の成果、教育開発の展望

ここでは、協同教育事業における上記のすべての活動を通じた成果が、16項目挙げられている。既述したものも多いが、協同教育事業の全体像の把握のために、すべてを以下に記す。

- (1)教育カレッジおよび教員養成学校における教員養成プログラムの実施。
- (2)教育カレッジ教職員のアメリカへの派遣および訓練。
- (3)教科書などの教具・教材印刷プログラムの策定および実施。
- (4)高等教育改善および国立大学創設計画の策定。
- (5)教育カレッジ等におけるモデル・スクールの設置。
- (6)ポカラにおける多目的ハイ・スクールの新設。
- (7)識字およびラジオ教育プログラムの実施。教育カレッジにおける成人教育部の新設。
- (8)初等学校の新設(407校)。教育カレッジにおける教員養成(600人)。
- (9)中央図書館の設置。
- (10)中央視聴覚教材事業の開始。
- (11)ラプティ河畔における特別教育事業の実施。
- (12)視学制度再編成への支援。
- (13)研修会、短期課程などを通じた現職教育の提供。
- (14)教育に係る指導的人材のアメリカへの派遣および育成。

(15)カリキュラム改善プログラム策定への支援。

(16)教育省に対する助言の提供。

## 6 将来への展望

本レポートの最後に、上記の成果に基づき、ネパールの教育開発における将来への展望および課題が述べられている。

まず、E. W. Brice は、協同教育事業の成果について、初等および中等学校の設置、教員養成、成人識字教育、大学教育プログラムの実施、教育行政制度および視学制度の創始あるいは改善によって、教育開発における物質的基盤の確立や、中央および地方の教育行政制度の再組織化に係る活動の基礎が整ったと総括し、そして、協同教育事業が開始されてからの4年間、特に Brice がネパールを訪れて以後の2年間において、「幾世紀にもわたる放置による教育的な空白」を埋める上で、「どうにか」ネパール政府を支援することができたと当該事業を評価している。一方で、こうした活動は今後も継続されねばならないとも述べられ、現在予測されている人口増加率と教育開発計画の均衡が維持される限り、との仮定のもと、抑圧された領域に対する「特別」措置によって、「空白」を埋めることが可能となる、と提言されている。

また、Brice は、協同教育事業を通じて改めて想起された、ネパールの教育開発における幾つかの教育的ニーズ、すなわち、①教育制度の再構築、②新しい教育法規の制定および導入、③教育コストの増大と公正な運営のための立法、④学校運営者のための集中的訓練の導入に言及し、当該事業終了後には、これらニーズの充足活動がネパール人民の手に委ねられると述べている。そして、協同教育事業によって、教育開発への指針を示し、開発モデルを提供し、幾つかの学校を改善することは可能であるが、長続する教育開発のためには、ネパールが自ら人材を育成し、教育施設や機関の整備を達成する必要がある、との提言をもって本レポートは結ばれている。

## おわりに

E. W. Brice が本レポートを作成した1958年は、NNEPC 勧告をほぼ採納した教育五か年計画(1956-61)<sup>9)</sup>が進行中であり、USOM/ネパール協同教育事業の成果に鑑みるに、当該事業の同計画実施に対する貢献は少なくなかったと言えようが、この貢献に対してより「正当」に接近し、適切に分析するためには、本レポートの表層的読解のみでは不十分である。なぜなら、既述の如く、本レポートは、協同教育事業の数的成果についての叙述が中心で、当該事業の背景や活動の過程はごく簡潔に言及されるに留まり、また、各教育段階あるいは領域における事業相互の関係も、必ずしも明記されていないからである。NNEPC 勧告において総合的教育計画が構想され、例えば、初等教育と成人教育、教員養成のそれぞれの開発が三者の連関のもとで計画されていた事実を考慮すれば(中村[2003b]67-68)、史資料として価値があるとはいえ、本レポートをのみをもって、この時期における教育開発の全体像を描出することはできまい。

冒頭で述べたように、1950年代におけるネパールの教育開発計画および政策の検討は、単にこの10年間の計画および政策の特徴を明らかにするという意味のみならず、当該時期から今日までのネパールにおける教育開発の歴史的展開を追求する上で、また、外国、特にアメリカの対ネパール教育援助

に係る考察において、基礎的ではあるがきわめて重要な作業であるといえる。故に、それぞれの試みに応じて、他の史資料と合わせて本レポートを活用していくことが求められる。

例えば、オレゴン大学約定（University of Oregon Contract. 以下、UOC）事業の中心人物である H. B. Wood（Wood, Hugh Bernard）の「回顧録」によれば、UOC 事業は、USOM の下部組織と言うよりは、かなり独立した活動を行っており、USOM の協同教育事業長である E. W. Birce は、UOC に含まれない非約定事業を担当する傾向にあったようである（Wood[1987]208-210）。この「回顧録」や、“Six Years of Educational Progress in Nepal”として編纂された UOC 事業の最終レポート、USOM が改称した USAID（United States Agency for International Development）によるレポート（“U.S. AID to Education in Nepal: A 20-Year Beginning” や、“USAID and Nepal, 1951-2001: Five Decades of Commitment and Development” など）、NNEPC 勧告書“Education in Nepal”，第一次五か年計画，教育五か年計画等との比較検討を通じて、1950年代において USOM の挙げた成果をより客観的に把握することができると考えられる。

## 注

- 1) 「任意の普遍的初等教育」(voluntary universal primary education) について、本レポートでは明確に定義されていないが、USOM が NNEPC の活動と深く関連していたこと(これは、NNEPC 勧告書における活動報告からも明らかである)に鑑みれば、NNEPC 勧告における定義、すなわち、「通学を希望する子どもがすべて通学可能になるために必要な学校数が設置されていること」と理解してよいと考えられる。なお、NNEPC 勧告においては、任意の普遍的初等教育の実現は1975年とされており、単純な比較では、勧告から E. W. Brice のレポートまでの僅か2年強で目標年は大きく修正されたといえる。
- 2) 具体的には、10人の副視学官職の設置が計画された。
- 3) 1958年4月24日に、教育カレッジによる最初の教育学士号が授与された。
- 4) のべ1,500人の教員がこの教員養成学校において訓練を受けた。
- 5) 成人識字教育は全四段階に分けられ、そのうちの第一、第二段階の読本が開発された。
- 6) 1957年間では、346の成人識字クラスに約9,000人が参加した。
- 7) ラジオ教育プログラムのもとでは、125のラジオ受信セットが選定された村落に配布され、週に五日、一日に30分の定期的な放送が開始された（1958年7月）。
- 8) 当時のインドにおける多くの大学は、多くのカレッジを傘下におさめて、その入学試験の実施やカリキュラムの作成等を行うカレッジ運営組織であって、研究・教育機能を有していなかった。それに対して、NNEPC 勧告において提言された大学、すなわち、本レポートにおいて言及されている大学は、こうした運営組織であると同時に、農学、工学、医学、教育学部などを備えた総合研究・教育機関でもあった。
- 9) 教育五か年計画は、1950年代の南アジアにおける唯一の国家規模の単独教育計画とされ（UNESCO ROEA[1968]12）、初等学校の設置、就学者数の増加、初等学校教員の養成等については、数的目標をはるかに上回る成果を挙げたが、新しいカリキュラムの導入、教員の教授能力後退プログラムの実施等については、大きな効果を上げることができなかった。

〈参考文献〉

- ・ 中村裕 (2002). 「ネパールの王政復古期における初等教育計画の特徴と限界—教育制度創設に向けた教育理念に焦点を当てて—」『教育制度学研究 9』(日本教育制度学会) 172-187頁.
- ・ 中村裕 (2003a). 「ネパールにおける初期ノンフォーマル教育政策の特徴と展開—王政復古期における成人教育プログラムを中心に—」『教育制度研究紀要 4』(筑波大学教育制度研究室) 1-16頁.
- ・ 中村裕 (2003b). 「ネパールにおける初等教員養成計画の特徴とその展開—王政復古期における技術教育プログラムに焦点を当てて—」『関東教育学会紀要30』(関東教育学会) 67-79頁.
- ・ 中村裕 (2004). 「ネパールにおける高等教育の発展 (1918-1959)」『教育学系論集28』(筑波大学教育学系) 137-149頁.
- ・ Brice, E. W. (1958). *Education, an investment in Nepalese people: terminal report*. Kathmandu: J. G. Press.
- ・ Nepal National Education Planning Commission (1956). *Education in Nepal*. Kathmandu: The Bureau of Publications, College of Education.
- ・ UNESCO Regional Office for Education in Asia and the Pacific (1968). *Organization of educational planning in Asian region*. Bangkok: Author.
- ・ Wood, H. B. (1987). *Nepal diary (1953-1962)*. Oregon: American Nepal Education Foundation.